西宮市胃がん検診実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 19 条の 2 及び健康増進法施行規則（平成 15 年 4 月 30 日厚生労働省令第 86 号）第 4 条の 2 に基づく健康増進事業として、並びに「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成 20 年 3 月 31 日健発第０３３１０５８号厚生労働省健康局長通知）に定めるがん検診として、胃がん検診を実施し、胃がんの早期発見を図り、健康の保持増進に資することを目的とする。

（対象者及び受診回数）

第２条　対象者及び受診回数は、次のとおりとする。

（１）胃がん検診（胃部Ｘ線検査）は、当該年度４０歳以上の市民を対象とする。この検診以外の検査によることが望ましい者については、診療を優先とし、受診をさせない。また、放射線障害防止の見地から、妊娠中の者についても受診させない。受診回数は、同一者について年度に１回とする。

（２）胃がん検診（胃内視鏡検査）は、当該年度５０歳以上の偶数歳の市民を対象とする。この検診以外の検査によることが望ましい者については、診療を優先とし、受診をさせない。受診回数は、同一者について年度に１回とする。

（３）同一年度に受けられるのは、胃がん検診（胃部Ｘ線検査）と胃がん検診（胃内視鏡検査）のいずれかとする。

（実施機関）

第３条　検診場所は、次のとおりとする。

（１）胃がん検診（胃部Ｘ線検査）は、市が委託する検診機関において実施する。

（２）胃がん検診（胃内視鏡検査）は、市が委託する医療機関（以下「検査医」という。）において実施する。

第４条　検診の内容は、次のとおりとし、詳細は別表１（検診実施内容）に定める。

（１）問診

（２）胃内部の検査

（３）読影

（検診の委託）

第５条　市は、胃がん検診業務のうち、問診、胃内部の検査、読影、結果判定、結果通知及び事後指導、報告を検診実施機関等に委託する。

２　市は、別に定める業務委託契約により委託料を支払う。

（受診方法）

第６条　受診希望者が直接実施機関へ申込み、受診をする。

（検診費用）

第７条　胃がん検診の自己負担金として、胃がん検診（胃部Ｘ線検査）は、１，０００円、胃がん検診（胃内視鏡検査）は、３，８００円を検診当日に実施機関で徴収する。ただし、次の各号に該当す

る者は、自己負担金を徴収しないものとし、下記の（２）（３）については、受診前に市に申請し「無料受診票」の交付を受けた後に受診するものとする。

（１）当該年度７０歳以上の者（胃がん検診（胃部Ｘ線検査）のみ）

（２）生活保護法第１１条第１項に規定する保護を受けている者

（３）市県民税非課税世帯に属する者

（結果通知及び事後指導）

第８条　市は、検診結果を４週間以内に速やかに受診者に通知し、精密検査を要する者については、精密検査依頼書を検診結果票に添えて受診勧奨を行う。

２　市は、精密検査を要する者の受診状況並びに受診結果を把握するとともに、未受診者に対して受診の勧奨に努める。

（精密検査に要する費用）

第９条　精密検査及び治療等に要する費用（保険診療）については、受診者が負担する。

（検診の周知）

第 10 条　市は、市政ニュース等により広報及び周知を行う。

（記録の整備及び秘密の保持）

第 11 条　検診の記録は、氏名、性別、年齢、住所、検診結果、精密検査の必要性の有無、精密検査の確定診断結果を記録するものとする。

２　この要綱による胃がん検診の実施に従事した者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)を遵守するものとし、実施に関して知り得た市民の個人情報を他に漏らしてはならない。

（規定外事項）

第 12 条　この要綱に定めのない事項については、市長が別に定めるものとする。

別表１

第４条　検診実施内容

厚生労働省「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に従って行うこととする。

	胃がん検診（胃部Ｘ線検査）	胃がん検診（胃内視鏡検査）
問診	現在の病状、既往歴、家族歴等を聴取する。	現在の病状、既往歴、家族歴、検診受診歴、喫煙歴、飲酒歴、ピロリ菌検査歴等を聴取する。
胃内部の検査	造影剤を使用して行う胃部Ｘ線撮影（胃部Ｘ線直接または間接撮影又はＤＲ撮影）により、胃内部の検査を実施する。直接または間接撮影の撮影枚数は最低７枚とし、ＤＲ撮影の撮影回数は８回とする。	内視鏡（経鼻又は経口からの挿入）を使用して行う観察により、胃内部の検査を実施する。 検査医の要件は、次のア、イのいずれかを満たす医師とする。 ア日本消化器がん検診学会認定医、日本消化器内視鏡学会専門医、日本消化器病学会専門医 のいずれかの資格を有する医師 イ診療・検診にかかわらず、概ね年間100件以上の胃内視鏡検査を実施している医師

読影	十分な経験を有する２名以上の医師によって行う。	二次読影を行う医師は、次のア、イのいずれかを満たす医師とする。 ア日本消化器がん検診学会認定医、日本消化器内視鏡学会専門医、日本消化器病学会専門医のいずれかの資格を有する医師 イ西宮市胃内視鏡検診運営協議会がダブルチェックを行うと認定した医師 三次読影を行う医師は、西宮市胃内視鏡検診運営協議会会員とする。

付則

（施行期日）

この要綱は、昭和６２年９月１日より改正して施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成５年４月１日より改正して施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成６年４月１日より改正して施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成７年４月１日より改正して施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成８年４月１日より改正して施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成１０年４月１日より改正して施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成１１年４月１日より改正して施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成１２年４月１日より改正して施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成１３年４月１日より改正して施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成１８年４月１日より改正して施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成２０年４月１日より改正して施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成２１年４月１日より改正して施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和３年４月１日より改正して施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和５年４月１日より改正して施行する。